

片上港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通  
又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所について

第1. 旅客、船員及びその他の交通者

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
片上港明石公共岸壁維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と 交通すべき場所として設置した出入口（4 箇所）

第2. 貨物の積卸を行う場合の経由場所

片上港明石公共岸壁南側（東西360メートルの間）の岸壁